

お知らせ

中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について

本年5月11日に韓国において発症が確認された中東呼吸器症候群(MERS)について、死亡例を含む感染が拡大していることを踏まえ、院内感染対策を徹底いただくとともに、MERS 疑い患者を診察した場合は速やかに最寄りの保健所へ情報提供いただきますようお願いいたします。

また、「中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー【当面】」についても併せてご確認ください。

MERS を疑う患者の診察時の対応

1. 以下の MERS を疑う患者の要件に該当するかどうか必要な問診・診察をお願いします。
2. MERS を疑う患者の要件のいずれかに該当する場合は、検体採取が必要となることもありますので、患者を医療機関に待機させたまま、最寄りの保健所へ連絡してください。

MERS を疑う患者の要件 (*平成 27 年 6 月 10 日付け健感発 0610 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知より)

1. 38℃以上の発熱および咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的または放射線学的に肺炎、ARDS 等の実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※1）に渡航または居住していた者
2. 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※1）において、医療機関を受診もしくは訪問した者、MERS であることが確定した者との接触歴がある者またはヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

(※1 対象地域：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビアおよびヨルダン)

3. 発熱または急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず（※2）、MERS が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室または病棟に滞在した場合を含む。）していた者または MERS が疑われる患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した者

(※2 「対象地域か否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域および韓国」を対象とする。)

参考ホームページ

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>

